民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 122 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
２款　総務費	１項　総務管理費	１目12節、18節、３目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、９目、13目
	３項　戸籍住民基本台帳費	
３款　民生費	全部	
４款　衛生費	１項　保健衛生費	11目、14目を除く
９款　消防費	全部	

議案第 133 号　八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 134 号　八戸市休日歯科診療所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 124 号　令和２年度八戸市立市民病院事業会計補正予算
議案第 136 号　八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 135 号　八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

● 陳情審査

令和２年陳情第４号　後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

民生常任委員会資料
令和２年９月１４日
市民病院医事課

議案第136号　八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、再診加算料の算定の対象となる再診について規定の整備をするためのものである。

２　改正内容

八戸市立市民病院条例（昭和33 年11 月１日条例第53 号）別表の一部を次のように改める。

<table>
<tr><td colspan="5">改正後</td><td colspan="5">改正前</td></tr>
<tr><td colspan="5">別表（第３条関係）</td><td colspan="5">別表（第３条関係）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="3">金額</td><td colspan="2">区分</td><td colspan="3">金額</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再診加算料</td><td rowspan="2">他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った後において行われる再診</td><td>医科</td><td>１回につき</td><td>2,500円</td><td rowspan="2">再診加算料</td><td rowspan="2">他の病院（許可病床（医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。）の数が400未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った後において行われる再診</td><td>医科</td><td>１回につき</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>歯科</td><td>１回につき</td><td>1,500円</td><td>歯科</td><td>１回につき</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>

３　施行期日

令和２年10月１日

議案第 135 号

民生常任委員会資料
令和２年９月 14 日
市民防災部介護保険課

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所における管理者の資格に係る要件の緩和及び特例の期限の延長をするためのものである。

２　改正の主な内容

⑴　主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とすることができる旨を規定する。

⑵　令和３年３月 31 日時点の管理者が主任介護支援専門員ではない介護支援専門員である指定居宅介護支援事業所については、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる特例を令和９年３月 31 日まで延長する。

３　施行期日

２⑴については、令和３年４月１日から施行する。２⑵については、公布日から施行する。

４　参考

平成 30 年４月の基準省令改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないと規定され、経過措置が令和３年３月 31 日まで設けられた。

民生常任委員会
令和２年９月１４日
市民防災部国保年金課

令和２年陳情第４号
後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について

１ 全世代型社会保障検討会議

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障制度」を目指し、働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討するため、政府が令和元年９月に設置。同年 12 月 19 日に中間報告が取りまとめられたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い審議が一時中断され、本年夏を予定していた最終報告が本年末に延期されるとともに、6 月 25 日に第２次中間報告が取りまとめられている。

２ 医療制度改革

検討会議において、医療分野については、医療関係人材の確保・育成や患者中心の医療の深化といった医療提供体制の改革、外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大とともに、後期高齢者の自己負担割合の在り方について議論されている。

中間報告の内容は次のとおり。

全世代型社会保障検討会議　中間報告（令和元年１２月１９日）抜粋
第２章　各分野の具体的方向性
３．医療
⑵大きなリスクをしっかり支えられる公的保険制度の在り方
①後期高齢者の自己負担割合の在り方

人生 100 年時代を迎える中、高齢者の体力や運動能力は着実に若返っており、高い就業意欲の下、高齢期の就労が大きく拡大している。こうした中で、年齢を規準に「高齢者」と一括りにすることは現実に合わなくなっており、元気で意欲ある高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわりなく活躍できる社会を創る必要がある。

このため、70 歳までの就業機会確保や、年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の充実を図る取組等に併せて、医療においても、現役並み所得の方を除く 75 歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要がある。これにより、2022 年にかけて、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する。

具体的には、以下の方向性に基づき、全世代型社会保障検討会議において最終報告に向けて検討を進める。同時に、社会保障審議会においても検討を開始する。遅くとも団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。

- 後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を２割とし、それ以外の方については１割とする。
- その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、２割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。

３ 検討の進め方

検討会議においては、与党や幅広い関係者の意見も聞きながら、最終報告に向けて検討を進めることとしている。

民生協議会資料
令和2年9月１４日
市民防災部市民課

マイナンバーカードの出張申請受付の実施について

１．概要

マイナンバーカード取得促進のため、出張方式によるマイナンバーカードの申請受付を実施するもの。

事前に申し込みをした市内の企業等の団体を市職員が訪問し、タブレット端末でマイナンバーカード申請用の顔写真をその場で撮影し、一括で申請を受け付ける。

後日、マイナンバーカードを、本人限定受取郵便で自宅に送付するので、申請希望者は市役所に出向くことなく受け取ることができる。

２．実施日時

令和２年１０月５日（月）～令和３年２月２６日（金）までの平日午前１０時～午後４時まで

３．対象団体

八戸市内に事業所を置く企業、学校、町内会等

４．申し込み条件

・マイナンバーカード申請希望者（八戸市に住民登録のある方）１０名以上の団体
・使用可能な会場・机・椅子・写真撮影スペースを準備できること
・申し込み団体内で、申請希望者をとりまとめ、実施日時・必要書類を周知すること
・申請希望者については 2 か月以内に八戸市外に転出の予定がなく、既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと　等

５．申請方法及び実施手順

① 実施希望日の２０日前までに「マイナンバーカード出張申請申込書」により市民課へ申込
→後日、市から企業等に連絡し、日程・受付場所の調整等を行い、実施日を決定
② 実施日の１０日前までに市民課へ「マイナンバーカード出張申請希望者リスト」を提出
③ 当日持参する必要書類（運転免許証などの本人確認書類・通知カード等）について申請希望者へ周知
④ 実施日当日、市職員が企業等を訪問し、顔写真を撮影、本人確認書類などを確認して申請を受け付ける。
⑤ 申請から約１か月後、マイナンバーカードが申請者の住所へ本人限定受取郵便で送付される。

６．周知方法

・広報はちのへ１０月号（９月２０日発行）への掲載、市ホームページに掲載